

別表第7（第18条関係）

区分	単位	金額
基本料率	入港1回につき総トン数1トンごとに	2円50銭に25銭を加えた額
外航船舶の料率	入港1回につき総トン数1トンごとに	2円50銭
内航船舶の料率	入港1回につき総トン数1トンごとに	1円38銭

## 備考

- 1 「基本料率」とは、外航船舶及び内航船舶以外の船舶の料率をいう。
- 2 「外航船舶」とは本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶のうち消費税法施行令第17条第2項第3号に規定する船舶をいい、「内航船舶」とは本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶以外の船舶をいう。
- 3 入港料の金額の算出に当たっては、次の各号に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 入港回数は、次に定めるところによる。
    - ア 同一船舶が1日2回以上入港する場合は、1日につき入港1回とする。
    - イ 同一船舶が1月11回（アの規定の適用後の回数による。）以上入港する場合は、1月につき入港10回とする。
  - (2) 船舶の総トン数に1トン未満の端数がある場合は、1トンに切り上げる。